

横浜市記者発表資料

令和2年2月27日
交通局人事課

交通局職員の懲戒処分について

交通局職員の服務規程及び交通法規に違反する行為について、次のとおり4件の懲戒処分を行いました。引き続き、再発防止及び安全確保に努めてまいります。

1 寝過ごしによる大幅な遅延運行

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 保土ヶ谷営業所	運輸職員	50代	戒告	<p>令和元年10月28日（月）101系統保土ヶ谷車庫前11時25分発根岸駅前行を運行し、12時27分頃根岸駅前に到着した。</p> <p><u>到着後、根岸駅ターミナル内待機所に止めたバス車内にて居眠りをしたため、12時38分の発車時刻を大幅に過ぎた13時17分頃に目が覚め、約46分遅れでの運行開始となった。</u></p> <p><u>※当該バスをお待ちになられていた12名のお客様につきましては、次のバスにご乗車していただきました。</u></p>

2 営業運行中の交通違反行為

所属	氏名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 鶴見営業所	運輸職員	50代	戒告	<p>令和元年10月23日（水）18系統矢向駅前10時49分発生麦行を運行中、<u>国道15号線鶴見駅入口交差点に赤信号で進入し右折した。</u></p> <p>その際に警戒中の警察官に停車を指示され、交通違反行為の説明を受け、後刻交通反則告知書を交付された。</p>
自動車本部 本牧営業所	運輸職員	50代	戒告	<p>令和元年11月13日（水）106系統本牧車庫前9時08分発境木中学校前行を運行中、<u>9時50分頃戸部駅前交差点に赤信号で進入し直進した。</u></p> <p>その際に警戒中の警察官に停車を指示され、交通違反行為の説明を受け、後刻交通反則告知書を交付された。</p>

3 経路間違い発生時の報告義務違反及び交通違反行為

所 属	氏 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 浅間町営業所	運輸職員	50代	減給1号	令和元年8月13日(火)44系統横浜駅西口19時48分発東泉寺回り循環線を運行中、19時57分頃 <u>三ツ沢公園前交差点を直進すべきところ、誤って左折した。左折後本来であれば直ちにその場から営業所に報告すべきところ、自己判断で運行を継続し、その先の交差点にて方向転換を行い赤信号にもかかわらず交差点を通行した。</u>

【参考】

減給処分の減給額算出方法について

減給額 = 1日の平均賃金 × 減給率

1日の平均賃金 = 3か月に支払われた賃金の総額 ÷ 90日

(例) 減給1号 = 1日の平均賃金 × 100分の50

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-326-3833